

H m c o m m株式会社

定款

平成 24 年 7 月 24 日	制定
平成 28 年 12 月 2 日	変更
平成 29 年 3 月 16 日	変更
平成 29 年 9 月 28 日	変更
平成 30 年 1 月 15 日	変更
平成 30 年 9 月 28 日	変更
平成 30 年 12 月 26 日	変更
令和元年 10 月 24 日	変更
令和 4 年 11 月 1 日	変更
令和 6 年 7 月 12 日	変更
令和 7 年 3 月 27 日	変更

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、Hm c o mm株式会社と称し、英文では、Hmcomm Inc. と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア・ハードウェアの企画、開発、製造、販売及び輸出入
2. I T全般のコンサルティング
3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
4. コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託
5. 有料職業紹介事業
6. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決

権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めることができる。

(業務執行)

第23条 代表取締役は、当会社の業務を執行し、他の取締役は、代表取締役の業務の執行を補佐する。

- 2 代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって決定し、取締役社長がこれを招集する。

- 2 取締役会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会

規程による。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行うことができる。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して剰余金の配当を行うことができる。

3 前二項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録

ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2 配当金には利息を付けない。